

平成30年9月21日

日環第18082号

環境省水・大気環境局  
水環境課長 熊谷 和哉 様

一般社団法人 日本環境測定分析協会  
会長 松村 徹

## 環境測定分析事業における信頼性向上のための取組について 第二次要望書

平素は、環境行政の推進を通して、環境測定分析業界への御指導、御鞭撻に深く感謝申し上げますとともに、当協会への御理解、御支援に厚く御礼申し上げます。

当協会におきましては、環境測定分析に対する社会的な信頼性を高め、もって環境の保全に寄与していくことを社会的使命として、様々な活動の一環として、外部精度管理の一つである環境測定分析分野に係る技能試験を平成11年度に開始し、また環境測定分析に係る適切な能力を有する人材の育成・確保を目的として平成18年度に環境測定分析士資格認定制度を創設し、それらの普及に取り組んできたところです。また、これらの取組は地方公共団体に対して整備された「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル(平成22年7月 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室)

(以下、「環境省マニュアル」という。)においても、既に位置付けられてきたところです。

当協会における取組が、改めて貴局の発注業務において適切に評価していただけるよう、去る平成30年3月23日に貴局早水局長(当時)に対して要望を行ったところです。その結果を踏まえて、当協会においては、引き続き競争参加資格要件に関し、類似する外部精度管理調査や従事者の資格等が適用されている事例について、情報の収集に努めてきたところです。

これらの情報は環境測定分析からみると一部に限られるため、引き続きその収集に努め、精査する必要がありますが、これまでの外部精度管理調査の実施状況については『別紙1』に、また従事者等の資格に対する評価の状況については『別紙2』に取りまとめを行ったところです。これらによれば、国及び地方公共団体において、外部精度管理調査(環境省による環境測定分析統一精度管理調査及び当協会による技能試験を含む)を、また従事者の資格として法律に基づく資格を中心に、競争参加資格とするなどの事例が見られるところです。

しかしながら、当協会の会員において日々の精度管理に研鑽を積み重ねるとともに、従事する技術者のスキルアップ教育や、より高度な技術の習得に努めている状況に対して、必ずしも十分な評価がなされていない状況にあると考えております。

このため、貴局における環境測定分析に係る発注業務に関しても、精度管理への取組が例えば競争参加資格要件若しくは総合評価落札方式における加点要素など(以下、「競争参加資格要件等」という。)として評価していただけるよう、改めて下記のとおり要望をとりまとめましたので、御配慮賜りたくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 技能試験に対する評価

外部精度管理調査は、様々な分野で、様々な機関で実施されていますが、環境測定分析においては、法律ではその実施が義務づけられていないため、環境省マニュアルに示されているように、個々の業務を通して、その実施について確認することが重要となっています。

競争参加資格要件等として、環境省による環境測定分析統一精度管理調査への参加と併せて、当協会が実施する技能試験も含めて検討されるようお願いいたします。

#### 2. 環境測定分析士及び環境騒音・振動測定士に対する評価

貴課(室)における発注業務における競争参加資格要件等として、環境計量士、技術士といった法律に基づく資格が評価されているところである。

これに対して、当協会における環境測定分析士は、『別紙3』のとおり、実際の試料を用いた実技試験に大きな特徴があり、実施上の課題や実際の対応、解決能力を問うなどより実践的なものです。また環境省マニュアルに

示されているとおり、当該資格も位置付けられていることから、競争参加資格要件等として、実施体制及び従事者の資格等にも評価していただくとともに、その中に法律に基づく資格と併せて、環境測定分析士も検討されるようお願いいたします。同様に、環境騒音・振動測定士についても、実際の騒音による試験を実施しており、実践的なものとなっています。具体的には以下のとおりです。

- 一 環境測定分析士及び環境騒音・振動測定士(以下、「環境測定分析士等」という。)について、競争参加資格要件において、環境計量士及び技術士とともに評価していただきたいこと。
- 一 総合評価方式における提案書に係る記載要領や評価基準等において、従事者の資格の事例として、環境計量士及び技術士とともに環境測定分析士等を明示していただきたいこと。
- 一 提案書の評価において、従事者の資格として、環境計量士及び技術士とともに、環境測定分析士等に対する加点評価をしていただきたいこと。

### 3. 地方公共団体に対する環境省マニュアルの周知

貴課(室)における業務と関係する地方公共団体において、環境測定分析業務を外部の機関に委託して実施する場合に、精度管理を確保するための課題に的確に対応できるよう、担当の課(室)に対する環境省マニュアルの周知につきまして検討されるようお願いいたします。

以上

## 別紙1 技能試験の実施状況

### 1. 実施状況

- 技能試験は、環境中の濃度のみならず、工業製品、水道、食品等の様々な分野で、また実施機関としては国、地方公共団体の他、国際規格に基づく(独法)製品評価技術基盤機構(NITE)によるスキームの下、(一社)日本環境測定分析協会(以下、「日環協」という。)、(公社)日本分析化学会及び(公財)日本適合性協会(JAB)等において実施されている。
- このうち水道及び食品等に関し、検査を行う機関に対しては法令に基づき技能試験を受けることが義務付けられている。
- これらに対して、環境測定分析においては検査機関が技能試験を受けることについて法では規定されていない。このため、各々の立場より、精度管理の取組が実施されている。
- 具体的な事例としては、環境省による「環境測定分析統一精度管理調査」、地方公共団体によっては、委託元として自ら分析精度管理調査事業を実施している例がある。これらに加え、日環協においては毎年、5つの試験スキームを実施し、各々おおよそ300~400と多くの検査機関が参加しており、環境測定分析の分野において中心的な役割を担っている。

### 2. 競争参加資格要件への適用状況

- 環境省の発注する調査業務の一部においては、環境省の実施する「環境測定分析統一精度管理調査」の参加を競争参加資格要件としている。さらに、「水質試料又は食品試料中の残留農薬分析を良好に実施できる資料(外部精度管理調査結果報告書等の写し)」の提出を条件とする例もある。
- 地方公共団体において、委託元として自ら分析精度管理調査事業を実施している場合があり、発注する業務の受注に際して当該事業への参加を義務付けている例がある。
- 日環協による技能試験に関しては、鳥取県(平成21年度)、大阪府(平成25年度)、最近では滋賀県(平成28年度)、長野県(平成29年度)において、日環協の実施する技能試験の参加を要件とした例がある。これらの事例のフォローアップも含めて、さらに情報の収集を行う必要がある。
- なお、国土交通省及び水資源機構における業務として、管理する河川やダム湖の水質調査があるが、競争参加資格要件として技能試験を組入れた例については確認できていない。

## 別紙2 技術者等の資格に対する評価の状況

### 1. 資格の種類

- 法令に基づく資格:
  - ・環境計量士(計量法) ・技術士(環境部門)(技術士法)
  - ・公害防止管理者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律) など
- 大学、学会に基づく資格
  - ・土木学会認定技術者 ・大学の博士 など
- 国土交通省による民間資格の登録制度
  - ・公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(国土交通省。現在、251の民間資格が登録)
- その他機関による資格
  - ・RCCM(シビルコンサルティングマネージャ)((一社)建設コンサルタンツ協会)
  - ・環境測定分析士(日環協) など

## 2. 競争参加資格要件等への適用状況

○環境省の発注する業務において、競争参加資格要件等に反映された資格としては以下の事例がある。

(競争参加資格要件)・環境計量士 ・技術士 ・公害防止管理者

(総合評価における加点要素)・環境計量士 ・博士の学位 ・技術士

○国土交通省におけるダイオキシン類調査に関する精度管理検討業務においては、以下の例がある。

(総合評価における加点要素)・技術士 ・博士 ・RCCM ・環境計量士 ・土木学会認定土木技術者

○水資源機構における発注業務(水質調査)においては、以下の例がある。

(競争参加資格要件)・技術士 ・土木学会認定土木技術者 ・RCCM ・環境計量士

(総合評価における加点要素)・技術士 ・土木学会認定土木技術者 ・RCCM

・環境計量士

○これらに対して、日環協による環境測定分析士については、鳥取県(平成21年度)において、当該業務の責任者としては環境計量士、技術士とともに環境測定分析士(2級以上)の資格も要件として認められていたほか、大阪府(平成25年度)において、分析の管理体制についての記載事項の一つとして従事者名簿の資格の一つに環境測定分析士が掲げられていたところである。これらの事例のフォローアップも含めて、さらに情報の収集を行う必要がある。

## 1. 環境測定分析士について

## (1) 目的

- 環境測定分析士に係る資格認定制度は、環境測定分析<sup>(注)</sup>に焦点を当て当協会が環境測定分析に関する知識と技能の向上を図り、もって環境測定分析に係る社会的な信頼性を確保することを目的として、平成18年度に設けたものである。
  - 環境測定分析士とは、協会が実施する試験を通して環境測定分析に関する知識及び技能等を有していると認定された者をいう。
- (注)「環境測定分析」とは、環境への負荷に係る計量証明又は計測をいう。

## (2) 資格の種類

## ○環境測定分析士

- ・環境測定分野における専門的知識、技能、指導能力等の観点から、1級から3級までの区分となっている。
- ・「環境測定分析士1級」は、4つの分野ごとに、環境測定分析に関する高度な専門的知識、技能及び指導能力を有していると認定された者をいう。
- ・「環境測定分析士2級」は、4つの分野ごとに、環境測定分析に関する専門的知識及び技能を有していると認定された者をいう。
- ・「環境測定分析士3級」は、環境測定分析に関する基礎的な知識を有していると認定された者をいう。
- ・1級及び2級の資格については、対象物質の多様化に対応するため、環境測定分野を一般項目、金属類、有機物類及び超微量有機物類に分類されている。また、分野ごとに測定方法及び測定機器が規定されており、有資格者はこれらに精通した専門家であると言える。

## 【参考:1級及び2級の分野(対象物質)】

- 第1分野(一般項目):COD、BOD、陰イオンなど
  - 第2分野(金属類) :カドミウム、鉛、銅など
  - 第3分野(有機物類):環境基準農薬、揮発性有機化合物など
  - 第4分野(極微量物質類):ダイオキシン類、POP s条約指定項目
- これらの分野ごとに、測定方法及び測定装置が規定されている。

## ○環境騒音・振動測定士

- ・環境騒音・振動測定分野における専門的知識及び技能等の観点から、上級及び初級の2区分を設けている。
- ・「環境騒音・振動測定士上級」は、環境騒音・振動測定に関する基礎的知識及び技能を有していると認定された者をいう。
- ・「環境騒音・振動測定士初級」は、環境騒音・振動測定に関する基礎的知識を有していると認定された者をいう。

## (3) 試験の実施、登録等

- 環境測定分析士(1級)及び環境騒音・振動測定士(上級)の試験は、各々1年おきに実施。
- 環境測定分析士(2級・3級)及び環境騒音・振動測定士(初級)は、毎年実施。
- 環境測定分析士(1級・2級)及び環境騒音・振動測定士(上級)の試験に合格した者に対して、合格証を交付する。
- 合格証の交付を受けたものは、初期登録を行うものとする。
- 登録証の交付を受けた者は、継続研鑽に励み、更新登録をしなければならない。

(資格登録者の数)

●環境測定分析士1級登録者数:32

●環境測定分析士2級登録者数:203

●環境騒音・振動測定士上級登録者数:20

○環境測定分析士(3級)及び環境騒音・振動測定士(初級)の試験に合格した者に対して、認定証を交付する。  
(認定証の数)

●環境測定分析士3級合格者数:延べ3,031

●環境騒音・振動測定士初級合格者数:延べ448

#### (4) 運営管理体制

○環境測定分析士等の資格認定に係る業務を円滑に実施するため、次の委員会において運営管理を行っている。

●環境測定分析士管理委員会:

・環境測定分析士等の資格認定制度に関することを所掌する。

●環境測定分析士試験・認定委員会:

・学識経験者、国または地方公共団体の職員等の中立的な立場の者をもって構成し、資格認定のために実施する試験の問題の作成・評価、試験の可否の判定及び資格の認定・登録に関することを所掌する。

●環境測定分析士試験実行委員会:

・日環協の正会員である法人の役員・職員及び日環協の支部の関係者をもって構成し、試験の実施に関することを所掌する。

## 2. 環境測定分析士の試験問題からみた資格の特徴

### (1) 実際の試験

・環境測定分析に係る法令や測定方法に関する知識等を問う筆記試験に加えて、実際の試料を用いた実技試験を課していることに大きな特徴がある。他の資格の試験にはないものである。

・2次試験では、さらに面接試験(1級を対象)や電話ヒアリング試験(2級を対象)により、各々の分野における実際の分析測定の場面を想定して、実施上の課題や実際の対応、解決能力を問う質疑が行われている。

### (2) 継続的な資格制度

・今日の環境問題がより高度化、専門化が進展していく中、本資格制度もこれらの動向に対応できるよう、日々研鑽していくことが望まれる。

・本資格制度は、その資格登録の期間を5年間としており、その間継続研鑽を推奨し、更新登録を行うものとしている。資格制度を更新することにより、実務者の環境測定分析技術に係るレベルの維持・向上、新しい知識や技術の取得にもつながり、さらに指導的な役割を担うこと等により、環境測定分析の社会信頼性の確保に大きく貢献するものと考えられる。 環境計量士や技術士にはない制度であり、この点で大きな特徴がある。なお、(公社)日本技術士会において平成29年6月1日付で「技術士制度改革について(提言)(中間報告)」が出されており、その中で更新制度の導入について検討が進められている。

### (3) 環境測定分析士を評価することの重要性

・環境省の「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル(平成22年7月)」において、委託する場合において事前に候補機関に対して確認すべき事項として、また委託期間中において実施体制を確認する事項として、環境計量士(濃度関係)、技術士(環境部門)とともに、環境測定分析士(2級以上)が示唆されているところである。

・環境測定分析士に係る試験問題は、(1)のとおり実際の試料を用いて分析実務を行うことに大きな特徴があることから、実際の測定方法やマニュアルといった知識だけではなく、日頃からの実際の分析を行ってきた経験や蓄積してきたノウハウ等により、真に裏打ちされた実務能力を評価するものとなっている。また資格の更新のために継続研鑽に努める制度であることから、日々進歩する環境測定分析の技術の向上にも対応できるものとなっている。

・したがって、環境測定分析の信頼性の向上のために、環境計量士(濃度関係)、技術士(環境部門)と一体となって、環境測定分析士についても評価していくことが重要と考えられる。

(以下、参考資料や図については省略)